

東日本大震災における自治体間広域支援の創発性 — 中国・九州からの支援をめぐって —

EMERGENCE CHARACTERISTICS OF THE SUPPORT BETWEEN MUNICIPALITIES IN THE GREAT EAST JAPAN EARTHQUAKE

速水 聖子
Seiko Hayami

山口大学人文学部(〒753-8540 山口市吉田 1677-1)

1. はじめに

2011年3月11日の東日本大震災から2年半を経たが、原発事故の処理問題をはじめ、被災者の生活再建・被災地の復興の道筋は未だ途上である。この間、多くの支援物資・支援金・支援人員が全国から被災地へ送られている。また、時間の経過とともに物的人的支援のみならず、被災地との交流や避難者受け入れの新たな取り組み等、支援の内容も多様な形がみられる。

震災が大規模であったことにもよるが、災害に対して、これほど全国から広域的支援が行われたことは、日本社会にとって初めての出来事ではないだろうか。さらに、全国から寄せられる支援は、誰によるどのような支援なのかという「支援の質」においても、さまざまな主体によるさまざまな支援であることを指摘できるだろう。

本報告の基になっている自治体間支援の調査研究は、このような広域かつ多様な形の災害支援について、その内実を明らかにしたいという問題意識に基づいている¹⁾。本調査研究では、今回の支援における広域性・多様性について次の3点から注目している。

①空間を超えて行われた支援の広域性

今回の支援の特徴は、被災地からの距離を超えて全国の幅広い地域から災害支援が行われた点である。

第1に、原発事故からの避難者の問題によって、避難先の自治体での「受け入れ」としての支援のあり方が求められたという現状があることは、支援の広域性の大きな理由である。一方で、被災地との距離とは無関係に広域支援が行われており、支援の有無が距離に比例しないことが指摘できる。各自治体は、なぜ支援を行うのか、という背景を明らかにすることは、今後の大災害における広域間支援の可能性を考察する上でも重要である。

②従来の行政的支援の限界と非行政的な支援の重要性

災害救助法を中心とした法律に準拠した形での政府主導による支援の限界については、特に阪神淡路大震災以降、その硬直性や非効率性が指摘されてきた。

今回の支援においては、法に基づくトップダウンの支援や行政単独による支援だけではなく、行政と市民活動団体との協力による支援なども数多くみられる。支援の主体として、組織間同士のネットワークの実情を明らかにすることによって、脱行政的な支援の可能性を探る。

③地方分権社会を前提とした地方主導による支援

今回の支援では、支援の内容や支援方法・支援対象地や対象者に関して、支援する側の自治体独自の判断が重要となっていることが指摘できる。

1995年の地方分権推進法、1999年の分権推進一括法の成立を経て地方分権改革は具体的な制度改正となった。自治体の権限による政策実施の独立性が高まっていることをふまえると、地方分権化が災害支援のあり方を変えていく可能性もある。今後も予想される大災害のための支援の実効性のためにも、防災行政の分権化の観点から自治体毎の独自支援について考察することが求められる。

以上のような点を踏まえて、調査研究は継続中であり、本報告はその中のアンケート調査のうち、特に中国・九州地域のデータを中心に紹介するものであることを付記したい。

2. 自治体間支援に着目する背景

災害支援において基本となるものは、既述したように災害救助法など国の法律に依拠して行われる制度的支援である。国による災害支援は、災害直後の応急期には大きな役割を果たすが、支援の柔軟性や臨機応変性に欠けるという指摘を受けやすい。一方で、このような制度的支援の固定的役割を補うものとして、ボランティアやNPOによる支援が挙げられる。これらは、特に阪神淡路大震災において、その社会的役割が大きな注目を集めた。

今回の調査研究において注目するのは自治体間の支援である。本来、自治体による災害支援は、国の要請・統括の下で行われるものであるが、今回の大震災ではそれによらない独自の支援活動が展開される例が多く見受けられる。先に述べた地方分権改革の進展に加え、今後の大災害のリスクに備える広域的な防災体制に向けて、自治体による主導的な支援の役割に期待が寄せられているといえよう。また、自治体による支援は、ボランティア型支援と制度的(中央集権的)支援の連携を探る意味からも注目される。下に示すように、自治体間支援は中央集権型支援とボランティア型民間支援を媒介するものと位置づけられ、両者を相補的につなぐものとみることができよう。

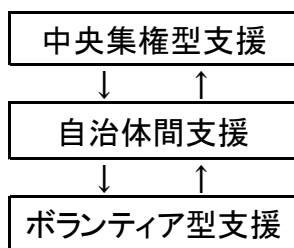


図-1 自治体支援の位置づけ

3. 調査の枠組みと概要

(1) 調査票の枠組み

法律や協定などの制度的支援とは別に、自治体独自の支援がどの程度行われたのかを把握するために、どの規定要因として想定したのは当該自治体の、①基本特性(人口規模・地域類型・自治体指標)②災害下位文化(被災・災害支援経験・災害危険度)③他自治体との関係(姉妹都市・交流協定や交流事業の有無など)④住民活動・市民活動の活発度(ボランティアやNPOの活発度など)である。以上のような要因が、自治体の災害支援活動にどのような影響を及ぼしているのかを探る目的である。

支援活動の内容については、救援物資や義捐金の送付・職員派遣などの「送り出し支援」と被災地から避難してきた被災者に対する「受け入れ支援」に分けて、それぞれの活動の内容を把握すると共に、これらの支援活動において住民や民間団体との連携がどの程度みられたのかについても注目した。さらに、これらの支援活動の経験が、支援した側の自治体にどのようにフィードバックされ、地域の防災対策やまちづくりへ生かされる可能性があるのか、についても目配りを行っている。

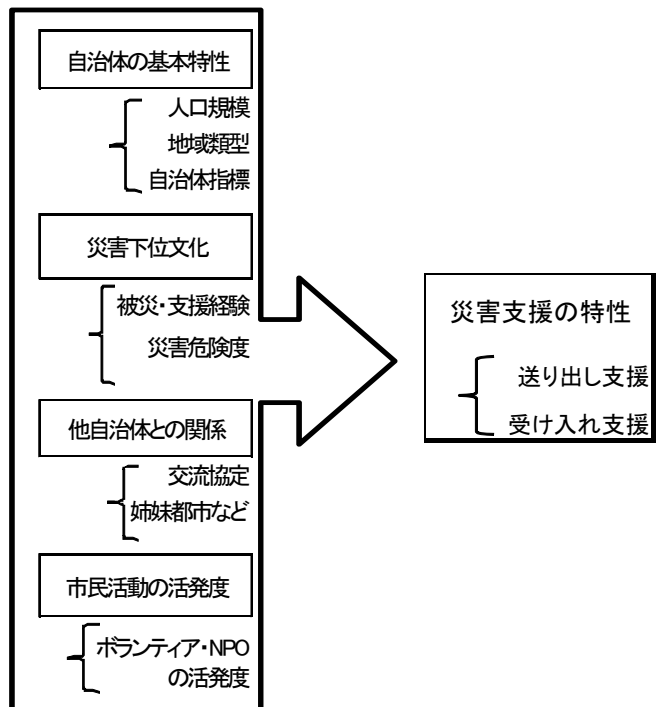


図-2 支援の独自性における分析枠組み

(2) 調査の概要

アンケート調査は2012年12月に自記式による郵送法にて実施した。調査対象としたのは、青森、秋田、山形、新潟、岐阜、静岡、愛知、三重、和歌山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、宮崎の17県、およびこれら各県にふくまれる全市町村(543市町村)である。調査票の回収状況は表-1の通りである。回収率が最も高かったのは山口県の68.4%、最も低かったのは香川県の35.3%であり、全体の回収率は47.4%であった。

| | 市町村数 | 回収数 | 回収率 |
|------|------|-----|------|
| 青森県 | 40 | 23 | 57.5 |
| 秋田県 | 25 | 15 | 60 |
| 山形県 | 35 | 13 | 37.1 |
| 新潟県 | 30 | 15 | 50 |
| 岐阜県 | 42 | 17 | 40.5 |
| 静岡県 | 35 | 16 | 45.7 |
| 愛知県 | 54 | 36 | 66.7 |
| 三重県 | 29 | 12 | 41.4 |
| 和歌山県 | 30 | 14 | 46.7 |
| 広島県 | 23 | 11 | 47.8 |
| 山口県 | 19 | 13 | 68.4 |
| 徳島県 | 24 | 13 | 54.1 |
| 香川県 | 17 | 6 | 35.3 |
| 愛媛県 | 20 | 10 | 50 |
| 高知県 | 34 | 13 | 38.2 |
| 福岡県 | 60 | 22 | 36.7 |
| 宮崎県 | 26 | 10 | 38.5 |
| 計 | 543 | 259 | 47.4 |

表-1 調査票の送付先と回収率

本報告では、このうちの広島・山口・福岡・宮崎の市町村についてのデータを下に集計したものをまとめており、全体集計との比較を行っている。中国・九州という被災地からは最も遠距離にある各自治体では、どのような自治体間支援が行われたのか、についての分析を中心とするものである。

4. 中国・九州地域における自治体間支援の特徴

(1) 自治体の基本特性

今回、調査を行った中国・九州エリアにおける町内会・自治体加入率と自主防災組織率は、それぞれ85.76%、68.33%であり、特に県別の有意差はない(表-2)。自主防災組織率は、全体の平均よりも約10ポイント低くなっている。3.11以前に取り結ばれていた自治体間協定数は平均2.89、災害時応援協定数は平均2.77である。県外自治体との災害時応援協定は平均0.5であり、また被災地自治体との災害時応援協定を結んでいた自治体は5.4%と共に全体の平均をかなり下回っている。

自治基本条例を有するのは5.4%と全体の平均よりもかなり低い。また、まちづくり条例の設置率は35.7%と全体の平均を上回っている(表-3)。また、市民活動サポートセンターの設置率は全体の平均を約8ポイント、民間ボランティアセンターの設置率も約3ポイントほど上回っている。特に山口県と宮崎県で市民活動サポートセンターの設置率が高く、それぞれ46.2%(6自治体)、40%(4自治体)である。

| | 全体 | 中国・九州 |
|------------------------------|-------|-------|
| 町内会・自治体加入率(%) | 88.15 | 85.76 |
| 自主防災組織組織率(%) | 78.45 | 68.33 |
| 3.11以前の自治体間協定数(平均) | 3.86 | 2.89 |
| 3.11以前の災害時応援協定数(平均) | 3.42 | 2.77 |
| 3.11以前の県外自治体との災害時応援協定数(平均) | 1.52 | 0.5 |
| 3.11以前の被災地自治体との災害時応援協定(有)(%) | 19.7 | 5.4 |
| 財政力指数(平均) | 0.54 | 0.476 |

表-2 住民組織、協定締結状況

| | 全体 | 中国・九州 |
|--------------|------|-------|
| 自治基本条例 | 12.4 | 5.4 |
| 市民参加条例 | 5.4 | 7.1 |
| パブリックコメント条例 | 12.0 | 8.9 |
| まちづくり条例 | 27.0 | 35.7 |
| 市民活動サポートセンター | 18.5 | 26.8 |
| 民間ボランティアセンター | 11.6 | 14.3 |
| 防災基本条例 | 6.9 | 5.4 |

表-3 条例、センターの設置状況

次に中国・九州の災害経験についてみよう（表-4）。全体の平均に比べて、台風・高潮・土砂災害・洪水の経験の割合は相対的に高い。中国・九州地方の地理的な位置と気候風土の特性が災害経験に如実に現れている。

| | 全体 | 中国・九州 |
|----------|------|-------|
| 地震 | 48.6 | 23.2 |
| 津波 | 14.3 | 0 |
| 火山噴火 | 1.5 | 3.6 |
| 台風 | 66.0 | 71.4 |
| 高潮 | 12.4 | 19.6 |
| 土砂災害 | 34.7 | 50 |
| 洪水 | 52.5 | 60.7 |
| 雪害 | 15.8 | 7.1 |
| 原子力災害 | 0.0 | 0 |
| 工場災害 | 2.3 | 3.6 |
| 大規模火災 | 9.7 | 10.7 |
| 大規模災害はない | 5.8 | 5.4 |

表-4 大規模災害の経験

| | 全体 | 中国・九州 | |
|--------------------|-------|-------|------|
| 災害が多い地域だ | 20.4 | 17.9 | |
| 今後20～30年間の災害危険度は高い | 58.7 | 30.4 | |
| 被災地支援の経験 | 物資の送付 | 79.9 | 71.4 |
| | 職員派遣 | 84.9 | 92.9 |
| | 義捐金送付 | 69.1 | 82.1 |
| | その他 | 4.6 | 3.6 |
| 経験はない | 4.6 | 3.6 | |
| 支援された経験 | 17 | 30.4 | |

表-5 災害頻度、危険度、支援経験

「災害が多い」の回答はかなりの地域差があり、広島・山口では「災害が多い」は0%であるのに対して、福岡9.0%、宮崎80%である²⁾。

阪神大震災以降の被災地支援の経験についてみると、物資の送付は71.4%、職員派遣は92.9%、義捐金送付は82.1%であり、職員派遣と義捐金送付では全体平均よりも高くなっている。一方、支援された経験があると答えた自治体は30.4%と全体の平均よりもかなり高い。特に、福岡31.7%（7自治体）と宮崎77.8%（7自治体）で高い³⁾。

（2）東日本大震災における送り出し支援

東日本大震災における支援活動において、被災地への物資の支援は、「法律による支援」19.6%、「協定による支援」8.9%に対して、「自治体独自の支援」は51.8%となっている。被災地から遠く離れた中国・九州における独自の物的支援が50%を超えている。また、物資における独自支援の理由として最も割合が高いの

は「所属する県や知事会からの要請」17.9%であるが、次いで「要請がない」14.3%となっている。

緊急支援後も継続的に支援物資を送り続けた自治体は8.9%（5自治体）である。具体的な支援先は、萩市→福島・会津若松市、江田島市→宮城・気仙沼市、八女市→岩手・石巻市、延岡市→福島・いわき市である。光市、萩市、延岡市は3.11以前から支援先と自治体間交流があり、萩市・延岡市は3.11以前から住民団体間での交流もあった⁴⁾。

| | 全体 | 中国・九州 |
|-----------------------|------|-------|
| 法律による支援行った | 34.4 | 19.6 |
| 協定による支援行った | 16.9 | 8.9 |
| 自治体独自の支援行った | 68.7 | 51.8 |
| 緊急支援後も物資支援継続した | 14.3 | 8.9 |
| 従来から支援先自治体と自治体間交流あった | 8.5 | 5.4 |
| 従来から支援先自治体と住民団体間交流あった | 3.5 | 3.6 |

表-6 支援の性格（物資）

職員派遣など人的支援は、「法律による支援」46.4%、「協定による支援」3.6%、「自治体独自の支援」64.3%となっている。人員の独自支援の理由として割合が高いのは、「所属する市町村会などの要請」26.8%、「所属する県や知事会の要請」25.0%である。法律や協定という枠組み以上に、自治体のボランティアな支援が広範に機能したとみることができよう。緊急支援後の人的支援の継続も30.4%（17自治体）に上り、内訳は広島4、山口6、福岡4、宮崎3である⁵⁾。

| | 全体 | 中国・九州 |
|-----------------------|------|-------|
| 法律による支援行った | 52.9 | 46.4 |
| 協定による支援行った | 10.8 | 3.6 |
| 自治体独自の支援行った | 61.0 | 64.3 |
| 緊急支援後も人的支援継続した | 27.4 | 30.4 |
| 従来から支援先自治体と自治体間交流あった | 6.2 | 5.4 |
| 従来から支援先自治体と住民団体間交流あった | 3.1 | 1.8 |

表-7 支援の性格（人員）

多くの自治体で経済的支援を行っており、義捐金を送っていない（送付額0円）自治体はなかった（表-8）。義捐金の平均額は約3300万円で、全体の平均を上回る。最も額が大きかったのは山口・下関市で2億2366万4243円、次いで宮崎・延岡市1億6443万8159円、広島・福山市1億1028万8566円、福岡・糸島市1億529万4822円、山口・周南市9564万5798円となっている。

| | 全体 | 中国・九州 |
|----------|------------|------------|
| 義捐金（平均額） | 29,338,118 | 32,994,877 |
| 寄付金（平均額） | 10,410,681 | 8,560,411 |
| その他（平均額） | 5,634,752 | 5,834,550 |

表-8 義捐金等

送り出し支援に関して、財政負担があったと回答した自治体は69.6%であり、全体の平均を上回る（表-9）。これは、中国・九州が被災地から遠距離であることが反映されているといえる。負担額の平均はおよそ570万円で、7自治体で1000万円を超えている。財政負担の財源は、「従来予算の振替え」が最も多く41.1%、次いで「新規の予算化」25.0%となっている。

| | | 全体 | 中国・九州 | |
|------|---------|-----------|-----------|------|
| 財政負担 | あった | 56.8 | 69.6 | |
| | 負担額（平均） | 7,212,413 | 5,700,035 | |
| | 財源 | 従来予算の振替 | 22.8 | 41.1 |
| | | 新規の予算化 | 25.5 | 25.0 |
| | | 基金の充当 | 1.5 | 1.8 |
| | | 補助金の充当 | 4.2 | 5.4 |
| | | 寄付金等の充当 | 1.2 | 0 |
| | | その他 | 7.7 | 14.3 |

表-9 財政措置（送り出し支援）

（3）東日本大震災における受け入れ支援

続いて、被災地からの避難者対策についてみることにしよう（表-10）。「相談窓口を設けた」は60.7%、「避難者の支援を行った」は60.7%、「避難所を開設した」は5.4%である。相談窓口の設置を除き、全体の平均よりも低くなっているが、被災地から遠距離であるにもかかわらず、相談を含む受け入れ支援を6割の自治体を実施している。

| | 全体 | 中国九州 |
|------------|------|------|
| 相談窓口を設けた | 57.1 | 60.7 |
| 避難者の支援を行った | 70.3 | 60.7 |
| 避難所を開設した | 19.7 | 5.4 |

表-10 相談窓口、避難所など

避難者対策について詳しくみると、災害救助法が適用された市町村からの避難者に対して、公的住宅提供、民間借り上げ住宅提供などの他、上・下水道の減免26.8%、生活必需品の提供28.6%、避難者向け情報誌の発行・配布16.1%、個別巡回訪問の実施10.7%、就労相談の実施10.7%などが主な事業として実施された。このうち、上・下水道減免や生活必需品の提供は全体

の平均を上回っているほか、その他の独自の支援策として、市施設の無料使用券の提供や学用品の提供・家賃の減免や市営住宅の無料貸与・見舞金などが挙げられている。

被災地への支援事業についてみると、「実施していない」は58.9%と全体の平均よりも低く、「被災地の特産品の販売」21.4%、「被災地の物産・観光のPR」15.4%、「その他」9.6%は全体の平均を上回る（表-11）。被災地から距離はあるものの、積極的に支援に取り組んだ自治体が多かったことが分かる。

| | 全体 | 中国・九州 |
|--------------|------|-------|
| 被災地の特産品の販売 | 16.6 | 21.4 |
| 被災企業への支援 | 1.9 | 1.8 |
| 被災企業の誘致 | 1.2 | 0 |
| 失業者への職場提供 | 3.5 | 0 |
| 被災地への観光促進 | 3.5 | 1.8 |
| 被災地の物産・観光のPR | 14.7 | 15.4 |
| その他 | 5.4 | 9.6 |
| 実施していない | 63.3 | 58.9 |

表-11 被災地への支援事業

| | | 全体 | 中国・九州 |
|---------|---------|-----------|---------|
| 負担額（平均） | | 1,719,410 | 738,774 |
| 財源 | 従来予算の振替 | 10 | 14.3 |
| | 新規の予算化 | 13.5 | 5.4 |
| | 基金の充当 | 0.4 | 0 |
| | 補助金の充当 | 3.1 | 1.8 |
| | 寄付金等の充当 | 1.5 | 0 |
| | その他 | 5.4 | 7.1 |

表-12 受け入れ支援の財政措置

受け入れ支援に関わる財政措置をみると、負担額の平均は約74万円と全体の平均を下回る。財源は、従来予算の振替え（14.3%）が最も多いが、その他が7.1%と全体平均よりも多い（表-12）。

（4）支援経験のフィードバック効果

ここでは被災地での支援経験が自地域にどのようにフィードバックされたのかについて見よう（表-13）。

割合が高い順に「庁内での支援報告会」44.6%、「広報誌等による報告」35.7%、「防災講演会等での報告」28.6%であり、「行っていない」も23.2%に上っている。中国・九州の状況は、全体の傾向とほぼ近いものとなっている。

| | 全体 | 中国・九州 |
|-------------|------|-------|
| 庁内での支援報告会 | 40.5 | 44.6 |
| 体験記の編集 | 7.3 | 10.7 |
| 広報誌等による報告 | 39.0 | 35.7 |
| 市民への報告会の開催 | 10.8 | 17.9 |
| 地域団体との会合で報告 | 19.7 | 17.9 |
| 防災講演会等での報告 | 28.6 | 28.6 |
| その他 | 6.2 | 8.9 |
| 行っていない | 25.9 | 23.2 |

表-13 支援活動報告

3.11以降の災害応援協定についての回答では、「新たに協定を締結した・締結する予定」が67.9%、「既存の協定を見直した・見直す予定」が10.7%となっている(表-14)。一方で「変更なし」は21.4%と全体の平均よりも高くなっている。想定している協定先については、近隣の自治体が42.9%、遠方の自治体が28.6%、都道府県を超えた広域連合間の協定が17.9%である(表-15)。中国・九州では、遠方自治体よりも近隣自治体との協定を想定していることが明らかである。

| | 新たに協定を締結した・締結する予定 | 既存の協定を見直した・見直す予定 | 変更なし | N.A. |
|-------|-------------------|------------------|------|------|
| 全体 | 68.7 | 12 | 16.2 | 3.1 |
| 中国・九州 | 67.9 | 10.7 | 21.4 | 0 |

表-14 災害応援協定

| | 全体 | 中国・九州 |
|--------------|------|-------|
| 近隣に新たな協定先つくる | 38.2 | 42.9 |
| 遠方に新たな協定先つくる | 45.2 | 28.6 |
| 広域連合間の協定をつくる | 17.8 | 17.9 |

表-15 協定先

今後の災害時応援協定において重視する内容としては、「緊急物資の調達先確保」55.4%、「初動体制の重視」46.4%、「普段からの自治体間のつながり」44.6%、「人的な支援体制の拡充」44.6%の順で割合が高くなっている(表-16)。ただし、中国・九州では、全体の平均と比較してどの項目においても全体的に割合が若干低い傾向が見られる。

| | 全体 | 中国・九州 |
|----------------|------|-------|
| 普段からの自治体間のつながり | 58.7 | 44.6 |
| 防災物資の備蓄 | 42.1 | 35.7 |
| 緊急物資の調達先確保 | 57.5 | 55.4 |
| 緊急物資の輸送方法の確保 | 36.3 | 28.6 |
| 人的な支援体制の拡充 | 55.2 | 44.6 |
| ボランティアとの連携強化 | 29.3 | 30.4 |
| 初動体制の重視 | 45.6 | 46.4 |
| 市民レベルでの支援の拡充 | 17.4 | 17.9 |
| 長期的な支援 | 29.3 | 21.4 |
| 複数の市町村間の連携 | 45.2 | 41.1 |
| その他 | 1.5 | 0 |
| 特に重視することはない | 1.5 | 5.4 |

表-16 応援協定で重視すること

(5) 支援における民間団体の協力と連携

送り出し支援・受け入れ支援における民間団体との協力や連携についてみると、以下の通りである。

| | 全体 | 中国・九州 |
|------------|------|-------|
| 民間団体の協力を得た | 36.3 | 33.9 |

表-17 民間団体の協力(送り出し支援)

| | 全体 | 中国・九州 |
|-----------|------|-------|
| 民間団体の協力得た | 30.9 | 25.0 |

表-18 民間団体の協力(受入支援)

送り出し支援について、民間団体の協力を得たと回答した自治体数は、広島が2、山口が10、福岡が3、宮崎が4である。また、協力の内容は、「自地域内での物資の募集・仕分け」が最も多く23.2%、次いで「自地域内での金銭の募集」が19.6%となっている。最も協力を得た民間団体はほとんどが社会福祉協議会であり、26.8%(民間団体の協力を得た19自治体の8割)となっている。

受け入れ支援について、協力の内容は、「物資などの提供・配布」16.2%、「避難者交流会の開催」7.1%、「被災者の短期受け入れ」5.4%などとなっている。

また、最も協力を得た民間団体は、自治体内の社会福祉協議会が8.9%、自治体内の民間団体が8.9%となっている。

なお、支援における官民の連携・協働の実情については、アンケート結果を下に聞き取りなどによる補足調査を実施中であるが、次のような興味深い事例がある。

a) 山口県宇部市

宇部市では、発災後すぐに行政・企業・市民による東日本大震災復興支援宇部市民協働会議を立ち上げ、その主軸である「復興支援うべ」が行政関係課・社会福祉協議会・ボランティア・NPOのネットワーク組織として支援活動を担っている。旧産炭地域というつながりから福島県いわき市への独自支援を継続して行っており、官民の連携による様々な支援交流が続けられている。支援活動の原資は市からの拠出金と市民の寄付が充てられている(約5000万円)。H24年には支援活動を自市の防災へ生かす意味で宇部市防災基本条例を施行した。

b) 宮崎県

宮崎県はH22年の口蹄疫や鳥インフルエンザ・新燃岳噴火災害に対する全国からの支援に感謝し、今回の大震災の被災者へ恩返しを行う意味で県としての支援活動を「みやざき感謝プロジェクト」とし展開している。被災地・被災者との交流事業や被災者雇用事業などの他、注目すべきは宮崎県のボランティア・NPO等民間団体が被災地で行う支援事業や、宮崎県内市町村が独自に行う支援事業のサポートを感謝プロジェクトの一環で行っている点である。プロジェクト活動の原資は県内企業・県民の寄付金(約2億円)による「みやざき感謝プロジェクト基金」である。H25年度からは「宮崎県大規模災害対策基金」として継承され、他県の災害支援活動に活用される予定となっている。

5. おわりに—今後の課題

中国・九州といった被災地から遠距離にある自治体においても、今回の大震災に対する支援活動が独自の形で少なからず行われている。一方で、時間とともに支援活動の継続性が問われており、持続的な支援活動の可能性についても検討していくことが必要である。

これまでの調査から、支援活動は主体のあり方(横軸)と内容のあり方(縦軸)によって次のように4つに類型化することが可能である(表-19)。

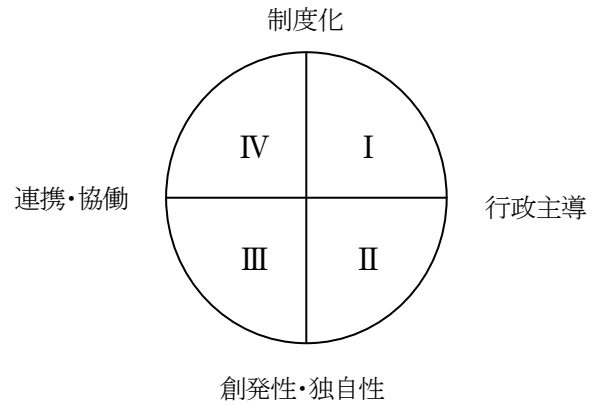


表-19 自治体間支援の類型[横田 2013]⁶⁾

自治体間の災害支援の可能性や支援活動・経験の自地域へのフィードバックに注目すると、II型(行政主導による独自支援)やIII型(官民ネットワークによる創発的支援)についてのさらなる実証的研究が望まれる。宇部市や宮崎県の例もそれに連なる事例であり、今後も補足的な調査を継続していく予定である。

注・参考文献

- 1) 調査研究は名古屋大学・弘前大学・山口大学の社会学研究者7名からなる「東日本大震災自治体間広域支援研究会(仮称)」において行われており、ここでの問題意識・目的は研究会での議論においてメンバーに共有されたものであることを付しておく。
- 2) 「かなり多い」と回答したのは福岡県八女市と宮崎県日之影町の2自治体であった。どちらも内陸の山間部に位置し、八女市はH24に九州北部豪雨災害、日之影町もS57・H5・H17に集中豪雨や台風による被害の経験がある。
- 3) 福岡ではH24の九州北部豪雨災害の被災地、宮崎では鳥インフルエンザと新燃岳噴火災害を経験した地域が目立っている。
- 4) 自由回答によれば、光市は支援先と「日本の森・滝・渚協議会」とのつながり、萩市は以前からの地域間交流(明治維新関連?)、延岡市は藩政時代の共通の当主(内藤家)の存在を通していわき市とは姉妹都市交流を官民で続けてきた。
- 5) 以前からの自治体間交流が継続支援の契機となったものは、延岡市の他、防府市が国府サミットを通じて宮城県多賀城市を支援、周南市が同じ海外姉妹都市(オーストラリアのタウンズビル市)との交流を通じていわき市を支援している。
- 6) 横田尚俊, 2013「東日本大震災と災害社会学」(第86回日本社会学会シンポジウム1ポスト3.11の社会学報告レジュメ)